

「公社造林のあり方」に関する取りまとめ

令和元年 10 月

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課

目次

I	はじめに	1
II	滋賀県造林公社を取り巻く現状と課題	2
1	滋賀県造林公社にかかる経緯	2
	(1) 国による拡大造林政策	2
	(2) 造林公社の成り立ち	2
	(3) 公社が抱える債務の増加	4
	(4) 免責的債務引受契約の締結	5
	(5) 特定調停	5
	(6) 県の特別な関与に関する条例	5
	(7) 長期経営計画および中期経営改善計画	6
2	公社林における主な課題	7
III	公社造林のあり方に関する考え	11
1	検討の背景	11
2	公社林の経営管理で基本となる事項と取組	12
3	公社林の保全活用にかかる具体的事項（公社林の経営管理における留意事項）	15
4	取りまとめ内容の活用	17
IV	定期的な公社造林のあり方の検討	18
	参考資料	19
1	公社造林あり方検討会の概要	19
2	検討会の内容	20
	(1) 公社林の目指す姿について	20
	(2) 公社林の整備・管理について	21
	(3) 伐採方法の選択について	23
	(4) 効率的な木材生産について	24
	(5) 木材の有利販売について	25
	(6) 分収契約の変更・解約について	27
	(7) 森林の新たな価値の創造について	28
	(8) 滋賀の林業成長産業化への貢献について	29
	(9) 造林公社の今後の役割と体制について	30
	用語解説	35

I はじめに

昭和 30 年代から始まった国の拡大造林政策を背景として、「社団法人滋賀県造林公社」および「財団法人びわ湖造林公社」によって県内で植林された公社林は約 2 万 ha にのぼり、平成 27 年度から順次伐期を迎えている。

この公社林の造成は、国の拡大造林政策に応じたものであり、後に琵琶湖総合開発計画の一環として実施され、水源かん養機能の向上、森林資源の造成、雇用の場の創出と生活経済の安定さらには林業技術の普及など、様々な目的が与えられていた。公社林は、現在も琵琶湖の水源かん養林として重要な公益的機能を果たしており、加えて本県の木材生産においては、林業成長産業化の牽引役としての役割が期待されているところである。

「一般社団法人滋賀県造林公社」は、平成 27 年度に第 2 期中期経営改善計画（平成 28 年度～令和 2 年度の 5 カ年計画）を策定し、現在、この計画に基づいて経営を進め、公社の役割を果たしながら、経営改善に取り組んでいる。

しかし、長期にわたる木材価格の低迷や労務費の増大によって、伐採事業の採算性の改善は難しくなっており、分取造林契約の変更事務の困難さも年々増していることが、公社経営上の課題となっている。

このような状況の中、公社林を含む森林は、天然林や人工林の種別を問わず、様々な働きを通じて生活の安定や経済の発展に寄与しており、従来から地球環境保全、土砂災害防止、水源かん養、生物多様性保全、物質生産等の多面的機能を有するものとして、一般的な評価を得ている。

これに加えて、先に開催された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 50 回総会では、農林業などの土地の利用状況が地球温暖化に大きく影響している可能性が高いとする特別報告書が、議論のうえ取りまとめられ、公表された。これは、改めて森林管理の重要度が国際的に示されたものであり、わが国の森林の公的管理の意義にも目が向けられるものと思われる。この報告書のうち、森林にかかる要点は次のとおりである。

- ・ 農業や林業などの土地利用による温室効果ガスの排出量が、人間の活動全体の 23% を占める。
- ・ 森林や湿地などは、人間の活動による二酸化炭素排出量の約 3 割を吸収している。
- ・ 持続可能な森林の管理は、地球温暖化の抑制や気温上昇による変化への適応に貢献している。

以上のような背景を踏まえて、本県では、公社林が将来にわたって適正に管理され、公社林の持つ公益的機能が持続的に発揮されるとともに、平成 27 年度から始まった主伐による木材生産が効率的に推進されるよう、公社に対して指導および助言するために、平成 30 年 11 月に「公社造林のあり方検討会」を設置し、専門家からの意見を参考に検討することとした。

これは、本検討会での議論や専門的意見を踏まえて、本県が取りまとめたものである。

II 滋賀県造林公社を取り巻く現状と課題

1 滋賀県造林公社にかかる経緯

(1) 国による拡大造林政策

戦後復興によって、昭和 25 年頃から木材の需要が増大した一方、昭和 30 年代以降は高度経済成長期に入り、薪炭から石油やガスへの燃料転換や化学肥料の一般化などによって、広葉樹林が利用されなくなった。このため、広葉樹の緊急増伐を行って紙パルプ用材に供し、伐採跡地には成長が良く、建築用材として見込まれる針葉樹を植栽する「拡大造林」政策が国によって進められた。

拡大造林は、森林所有者などによって公共事業（造林関係補助事業）として実施されたが、資金や技術等の観点から、森林所有者が自らの努力で植栽することが難しい状況が生じた。この状況を解消するため、昭和 33 年に分収造林特別措置法が制定され、これを受けて各県において林業（造林）公社が設立されたことから、「分収造林方式」による拡大造林が積極的に推進されることとなった。

分収造林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）

「人工林面積の計画的拡大」のため、「資金、経営力等の関係で、補助や融資の措置を講じてもお自力では造林が困難なものについて、土地所有者以外の資金や経営技術を導入し、その収益を分収するという形の造林、いわゆる分収造林を積極的に進める。」（衆院農林委員会・提案理由説明から抜粋）

林業公社の設立許可その他の指導監督について（昭和 40 年 4 月 1 日付け林野庁長官通知）

公社は、山間僻地、離島等の未開発地域の林野を対象として（主たる対象は、森林開発公団による造林の対象林野以外の公有林野、入会林野とする。）急速かつ計画的に拡大造林を行うとともに、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とするものとする。

(2) 造林公社の成り立ち

本県においても、全国的な拡大造林政策の流れの中で拡大造林が進められた。

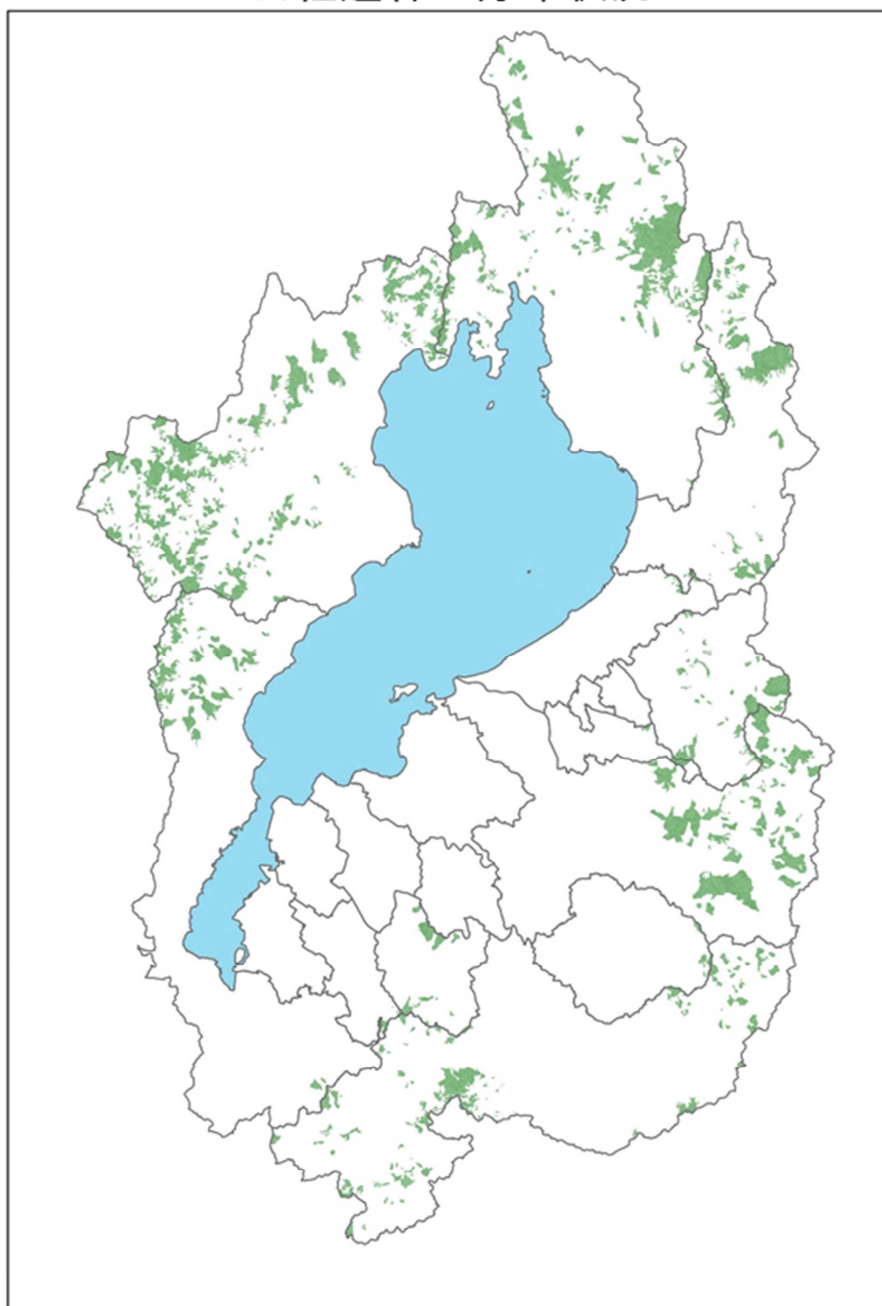
昭和 40 年 4 月 1 日に、「びわ湖周辺の山間部に大規模な造林を実施し、森林のもつ水源かん養の機能を高め、びわ湖に流入する水を高度に産業用水として活用しうるようにするとともに、森林資源を造成し、後進地域に対して雇用の場を与え、生活経済の安定を図ること」を趣旨として、本県や県内の市町村や関係団体により「社団法人滋賀県造林公社」が設立された。

さらに、琵琶湖総合開発事業における下流融資資金制度により、大阪府と兵庫県から 50 億円が本県に貸し付けられたことを受けて、引き続き造林事業を行うために昭和 49 年 3 月

26日に「財団法人びわ湖造林公社」が設立された。

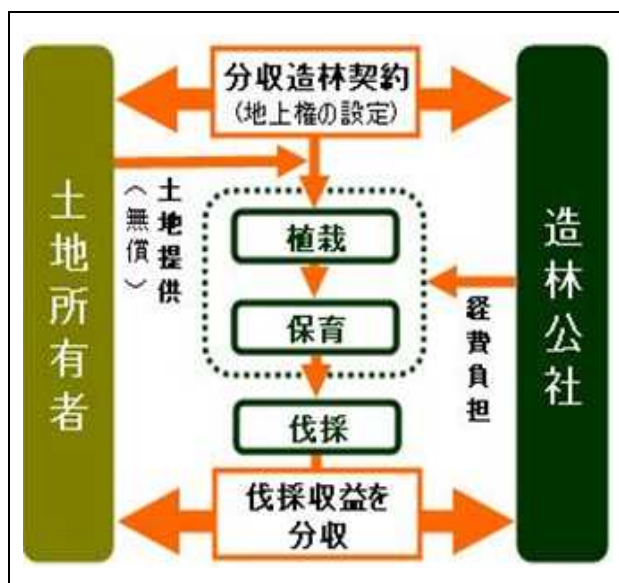
本県において設立された2つの公社は、土地所有者と分収造林契約を結んで、昭和40年から平成元年までに19,623haの植林を行い、平成21年度末における公社の森林管理面積は19,421haに上った。これは、県土の約5%に相当する面積であり、森林所有者による造林が困難な条件不利の山間奥地に分布している。

公社造林の分布状況



公社が行った分収造林は、右図のように造林および育林を行う公社と土地所有者が契約を結び、共同で森林を造成し、その森林からの収益を一定の割合で分け合う（分収する）形であり、当初の契約時は伐期を50年とし、公社と土地所有者の分収割合を6：4としていた。

公社は、平成7年および平成8年に経営計画を見直して長伐期化し、伐期を80年に延長するために契約変更に着手した。平成19年からは、特定調停の申立を踏まえて、土地所有者にも一定の負担を求めるため、分収割合を9：1に変更する取組に着手した。



特定調停後は、事務の効率化および運営の合理化のために平成24年3月に「社団法人滋賀県造林公社」が「財団法人びわ湖造林公社」を吸収合併し、平成25年4月に一般社団法人へ移行した。

「一般社団法人滋賀県造林公社」の森林管理面積は、平成30年末時点で約14,370haになり、土地所有者等との契約件数は2,157件となっている。

(3) 公社が抱える債務の増加

公社には、そもそも土地等の資産や資金がなかったため、将来の伐採収益を見越して借入金を中心とした運営が始められた。旧農林漁業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫。以下「公庫」という。）からは植林や保育の事業費を対象として、本県や下流団体、琵琶湖総合開発資金管理財団からは事務費等の管理費を対象として借入を実行した。しかし、木材価格の下落や事業費の高騰など社会情勢が変化したうえに、昭和56年および59年の県北部を中心とした豪雪被害などの影響を受けたことにより、見込まれていた間伐の収益が上がらず、公庫への返済のために、本県などから新たに資金を借り入れるという悪循環に陥った。このため、公社の平成18年度末時点における累積債務は、約1,057億円にも及んだ。

なお、公庫からの借入にあたっては、公社に担保となる資産が無いため、本県が公庫と損失補償契約を締結した。

(4) 免責的債務引受契約の締結

年々公社の債務が膨れ上がる状況であったため、平成17年度以降、新たな経営改善計画を策定することで、公庫から償還の猶予を得ていたが、平成19年度については猶予が得られず、延滞状態に入った。

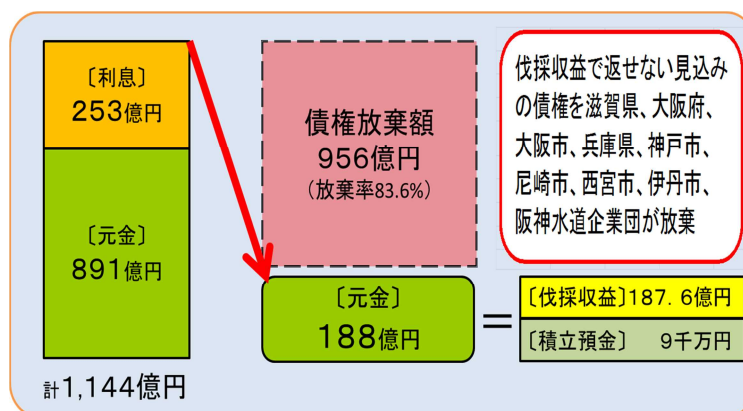
平成19年11月には、公庫から公社へ全額繰上償還請求があり、本県に約490億円の損失補償の一括履行が求められることが明らかとなった。

このため、本県は公庫との協議の結果、平成20年9月臨時議会の議決を経て、公庫債務全額について42年間にわたり、利息相当分を含め約690億円を返済する免責的債務引受契約を締結した。本契約に基づき、現在も毎年度、公庫債務の償還を行っている。

(5) 特定調停

公社は、自力での経営改善は困難と判断し、平成19年11月に大阪地方裁判所に特定調停を申し立て、債権者である公庫、滋賀県、下流団体に対して債務の減免を要請した。平成23年3月に公庫を除く本県および下流団体との特定調停が成立し、約956億円もの債務免除を受け、残債務は本県および兵庫県に対する約188億円になったうえ、全て無利息とされている。

この特定調停の調停条項では、琵琶湖周辺の森林が持つ水源かん養機能を高め、森林資源を造成し、農山村経済の基盤の確立および民生の安定、社会福祉の向上に寄与するため、公社が行う分収造林事業等を継続させることを目的として合意されている。



また、公社が行う分収造林事業等によって、水源かん養機能をはじめとした森林の公益的機能が将来にわたって持続的に発揮できるよう、本県は公社に必要な指導、助言および支援を行うものとされている。

なお、債務の弁済にあたっては、公社が行う分収造林事業等によって、収益が生じたときに支払うものとされている。

(6) 県の特別な関与に関する条例

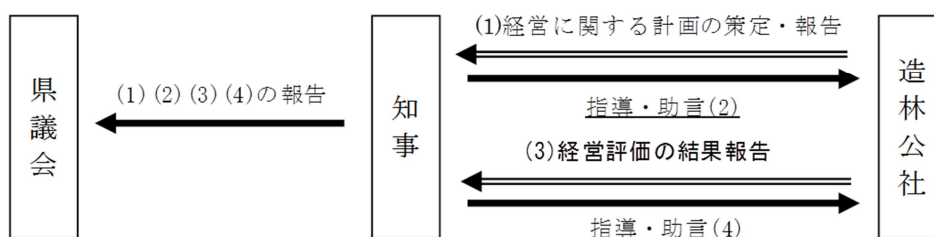
平成20年9月に本県が公社の公庫に対する債務を引き受けたこと（免責的債務引受契約

の締結)に伴い、公社の経営が県財政に大きな影響を与えるため、「社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例(平成21年条例第29号)」(以下、「関与条例」という。)が平成21年3月に制定された。

この条例では、公社への特別な関与として、①公社は、経営に関する計画の策定や変更について、知事へ報告すること、②公社は毎年度、経営に関する事項について自ら評価を行い、結果を知事へ報告すること、③知事は、評価の報告を受けた事項について、必要な指導または助言を行うこと、④知事は、計画の策定や変更、指導または助言の内容を議会へ報告することが定められている。

長期経営計画ならびに中期経営改善計画は、当該条例第2条第1項および同施行規則第3条第1項に基づく、「経営が予定されている期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画」ならび「長期経営計画の目標を達成するため必要な事項を定めた5年を1期とする経営の改善に関する計画」として策定されるものである。

(図) 県の関与のイメージ



(7) 長期経営計画および中期経営改善計画

①長期経営計画

公社は、平成22年6月に造林公社経営計画検討委員会を設置し、平成27年度から始まる伐採を見据えて、公社林の保育管理を適切かつ効率的に行うとともに、伐採収益の確保へ結びつけるため、平成23年9月に長期経営計画を策定した。計画期間は、平成23年度から令和50年度まで(2011~2068)の58年間である。

この計画では、「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産となる公社林(もり)づくりーびわ湖の森林(もり)・つくる公社からいかす公社へー」という経営理念が掲げられ、次の3つの経営目標が記されている。

- (1) 公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進
- (2) 収益性の高い木材の生産と販売の推進
- (3) 健全な公社運営の確保

②中期経営改善計画

公社は、長期経営計画の目標を達成するための5カ年計画として、長期経営計画と同時に、計画期間を平成23年度から平成27年度までとする第1期中期経営改善計画を策定した。第1期の計画では、採算性に基づく森林区分や保育施業基準の見直し、木材生産や販売に向けた仕組みづくりなど、長期経営計画の目標達成に向けた基盤を築く取組を目指したが、第2期の計画では、これまでの「植栽」、「保育」から「伐採」、「木材生産」への移行と捉え、公益的機能の持続的発揮に配慮した森林整備の推進、滋賀県の林業の活性化に資する木材の生産と販売の推進を目標とし、事業を進めている。

2 公社林における主な課題

(1) 水源かん養などの公益的機能をいかに発揮させるか

調停条項において、公社林には、水源かん養機能をはじめとした森林の公益的機能の将来にわたる発揮が求められており、奥地における琵琶湖の水源林として重要な役割がある。また、平成27年の琵琶湖保全再生法の施行により、琵琶湖が国民的資産に位置付けられ、森林整備および保全の重要性は増している。

このため伐採においては、公益的機能の持続的発揮に配慮した方法として、数回に分けて抜き伐り（非皆伐施業）を行うこととしており、契約終了後は天然更新による針広混交林化もしくは広葉樹林化を目指している。こういった取組は他県でも先例がないことから、モニタリング調査を踏まえたうえで、よりよい伐採方法や更新方法の検討や試行が必要となる。

琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年9月28日法律第75号）抜粋

（目的）

第1条 この法律は、琵琶湖が、我が国最大の湖であり、近畿圏において治水上又は利水上重要な役割を担っているのみならず、多数の固有種が存在する等豊かな生態系を有し、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるにもかかわらず、～（中略）～、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とする。

（森林の整備及び保全等）

第11条 国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水源の涵養を図るため、森林の整備及び保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 本格的な伐採を行う中で、いかに伐採収益を確保していくのか

債務の弁済にあたっては、調停条項において、分収造林事業等の収益から支払うものとされていることから、収益性を高める木材の生産と販売や、地道な経営改善等が求められる。しかし、公社林は条件が不利な奥地に存するため、事業においては、より一層の工夫が必要である。

平成 27 年度から始まった主伐（収穫のための伐採）は、長期経営計画および中期経営改善計画に基づいて実施しているが、収益性の低下により、長期経営計画と中期経営改善計画との間で伐採収益見込額に差が生じている。（収益性低下の要因は、①平均木材単価の低下、②労務費の上昇、③造林木の成長が想定を下回ったこと、④獣害等による材質の低下）

本格的な伐採事業を実施する中で、効率的な木材生産による伐採搬出等の経費の抑制、また公社材の有利販売、分収割合の変更、契約期間の延長、不採算林の解約といった経営改善のための取組は、今後さらに重要なものとなる。

調停条項 抜粋

(目的)

第 1 条 申立人及び相手方は、申立人が行っている分収造林事業等が、琵琶湖周辺の森林が持つ水源涵養機能を高め、森林資源を造成し、あわせて農山村経済の基盤の確立及び民生の安定、社会福祉の向上に寄与することに鑑み、次条以下に定める方法によって申立人の経営状態を改善させ、もって申立人が行う分収造林事業等を継続させることを目的として本調停条項に合意する。

(弁済)

第 4 条 (2) 申立人が行っている分収造林事業等によって平成 27 年度ないし分収造林事業が終了する年度までの各事業年度において収益が生じたときに、当該収益が生じた事業年度の終了の日の翌日から 3 ヶ月以内に支払う。

(3) これから事業地が増加していく中で、いかに対応していくのか

伐採事業地は、過去の植林実績に応じて年々増加することとなり、長期経営計画において、ピーク時の令和 30 年度前後には 230ha を超える伐採面積が予想される。(第 2 期中期経営改善計画における令和元年度の伐採計画は 44ha)

このため、事業地の増加に向けた執行体制の整備や労働力の確保、さらには、労働者あたりの生産性を上げるための人材育成が必要となってくる。

(表) 分収造林事業に係る伐採計画

年度	滋賀県造林公社			びわ湖造林公社			両公社		
	面積 (ha)	材積 (m3)	伐採 収入 (百万円)	面積 (ha)	材積 (m3)	伐採 収入 (百万円)	面積 (ha)	材積 (m3)	伐採 収入 (百万円)
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	2	427	0.1	0	0	0	2	427	0.1
28	42	8,299	27	0	0	0	42	8,299	27
29	55	10,911	27	0	0	0	55	10,911	27
30	55	10,911	24	0	0	0	55	10,911	24
31	55	10,911	20	0	0	0	55	10,911	20
32	55	10,911	19	0	0	0	55	10,911	19
33	55	10,911	20	0	0	0	55	10,911	20
34	55	10,911	20	0	0	0	55	10,911	20
35	55	10,911	21	70	12,228	13	125	23,139	33
36	55	10,911	21	80	13,975	9	135	24,886	31
37	55	10,911	23	80	13,975	12	135	24,886	34
38	55	10,911	27	80	13,975	15	135	24,886	42
39	65	14,476	59	80	13,975	16	145	28,451	75
40	65	15,993	78	80	13,975	15	145	29,968	93
41	65	15,993	72	80	13,975	11	145	29,968	83
42	65	15,993	67	90	15,722	29	155	31,715	96
43	65	15,993	65	90	15,722	29	155	31,715	95
44	65	15,993	69	90	15,722	28	155	31,715	97
45	65	15,993	69	120	23,753	71	185	39,747	140
46	65	15,993	69	120	23,753	84	185	39,747	153
47	65	15,993	73	120	23,753	72	185	39,747	145
48	65	15,993	77	120	23,753	66	185	39,747	143
49	70	21,172	99	120	23,753	65	190	44,925	164
50	70	21,655	94	120	23,288	61	190	44,943	156
51	70	21,655	86	120	23,201	42	190	44,856	128
52	70	21,655	83	120	26,544	96	190	48,199	179
53	70	21,655	86	120	26,544	112	190	48,199	198
54	70	21,655	87	120	26,544	118	190	48,199	205
55	70	21,655	87	120	28,790	120	190	50,445	207
56	70	21,655	91	130	31,563	140	200	53,219	230
57	100	31,056	143	130	31,563	144	230	62,619	286
58	100	31,388	146	130	31,563	119	230	62,952	265
59	100	31,388	128	130	31,563	122	230	62,952	250
60	100	31,388	128	130	31,563	108	230	62,952	236
61	100	31,388	129	130	34,720	121	230	66,108	250
62	100	31,388	128	130	36,055	124	230	67,443	252
63	99	31,154	146	130	36,055	149	229	67,209	296
64	0	0	0	130	36,152	141	130	36,152	141
65	0	0	0	130	36,152	144	130	36,152	144
66	0	0	0	130	36,152	157	130	36,152	157
67	0	0	0	130	36,176	152	130	36,176	152
68	0	0	0	130	36,176	132	130	36,176	132
69	0	0	0	130	36,176	135	130	36,176	135
70	0	0	0	130	36,176	116	130	36,176	116
71	0	0	0	120	33,534	119	120	33,534	119
72	0	0	0	130	36,369	125	130	36,369	125
73	0	0	0	100	27,976	130	100	27,976	130
74	0	0	0	100	27,976	117	100	27,976	117
75	0	0	0	100	27,976	124	100	27,976	124
76	0	0	0	100	27,976	145	100	27,976	145
77	0	0	0	80	22,381	91	80	22,381	91
78	0	0	0	80	22,381	79	80	22,381	79
79	0	0	0	80	22,381	84	80	22,381	84
80	0	0	0	67	18,895	49	67	18,895	49
計	2,503	668,160	2,607	5,047	1,202,574	4,149	7,550	1,870,734	6,756

※1 端数処理に伴い、各年度の合計と計欄があわない場合がある。

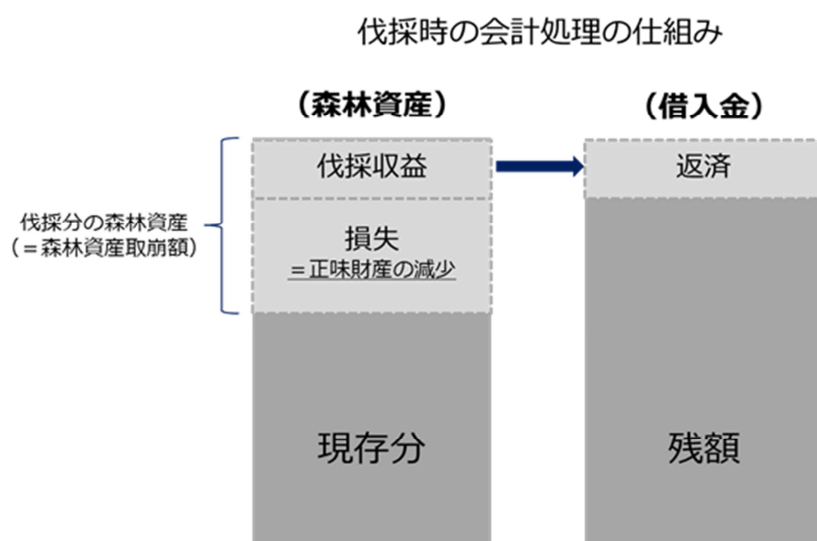
※2 分収造林事業のみである。

出典：(一社) 滋賀県造林公社 「長期経営計画」平成 23 年 9 月

(4) 伐採の実行により正味財産が減少する状況にある中、いかに事業を実施するのか

公社の平成 27 年度から平成 30 年度までの 4 年間の主伐実績は、下の図のように、毎年度の伐採収益が伐採分の森林資産を下回っていたため、林業公社会計基準の特性から、財務諸表上は、その差額分が損失となり正味財産が減少する結果となった。

公社にとって追い風となるような、木材価格の上昇といった兆しが見えない状況の中、今後とも収益性の改善に向けたさらなる努力が必要となっている。



Ⅲ 公社造林のあり方に関する考え

1 検討の背景

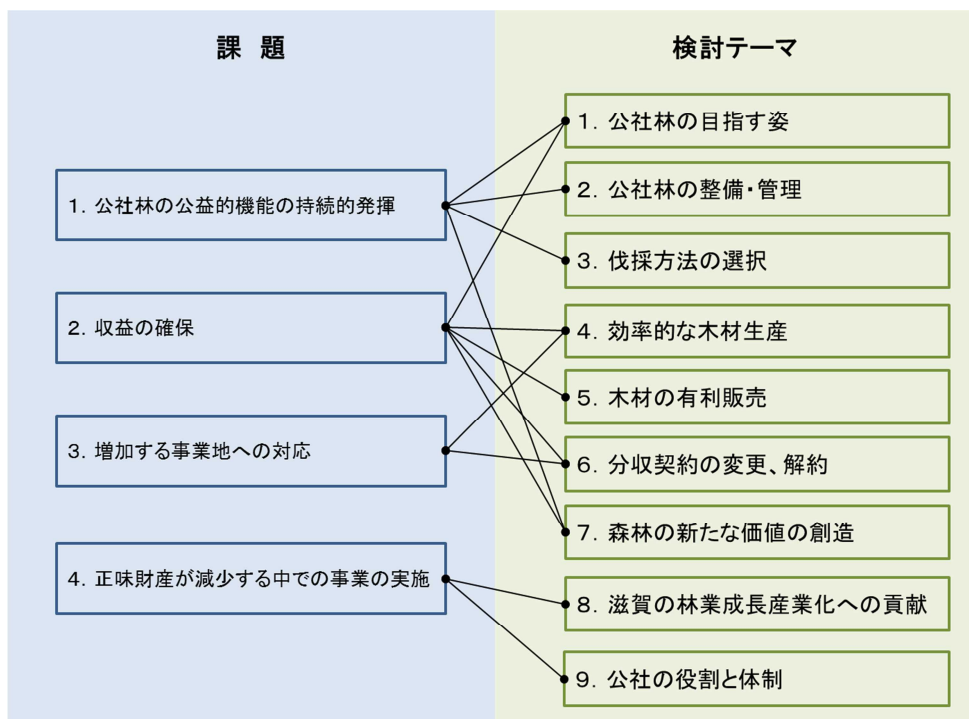
公社林は、本県の森林面積の約1割を占めており、公社造林のあり方は、本県における奥地等の条件不利地の森林施業や森林管理を考えるうえで、重要な意味を持っている。

公社林では、植栽から50年を経過して順次伐期を迎え、平成27年度から本格的な伐採事業が開始されており、これまで造成してきた森林資源を本格的に供給する大きな転換期に入っている。このような中、前述した4つの課題に適切に対応していくため、また、公社により次期中期経営改善計画が策定されるにあたり、公社林を健全な形で将来に引き継げるよう県として公社に指導・助言を行うため、森林の公益的機能の持続的発揮と木材生産における採算性が両立した公社林の保全活用方法などを検討した。

公社林の保全活用方法の検討に当たっては、森林・林業分野の学識者をはじめとする専門家による検討会を設置し、それぞれの専門分野から様々な意見を募った。検討会は全6回開催され、各課題に対応するよう9つの検討テーマを設定し、テーマごとに議論が行われた。（検討会の内容については、参考資料を参照。）

この議論を踏まえた、公社造林のあり方に関する本県の考えは、次節以降のとおりである。

(図) 課題と検討テーマの相関図

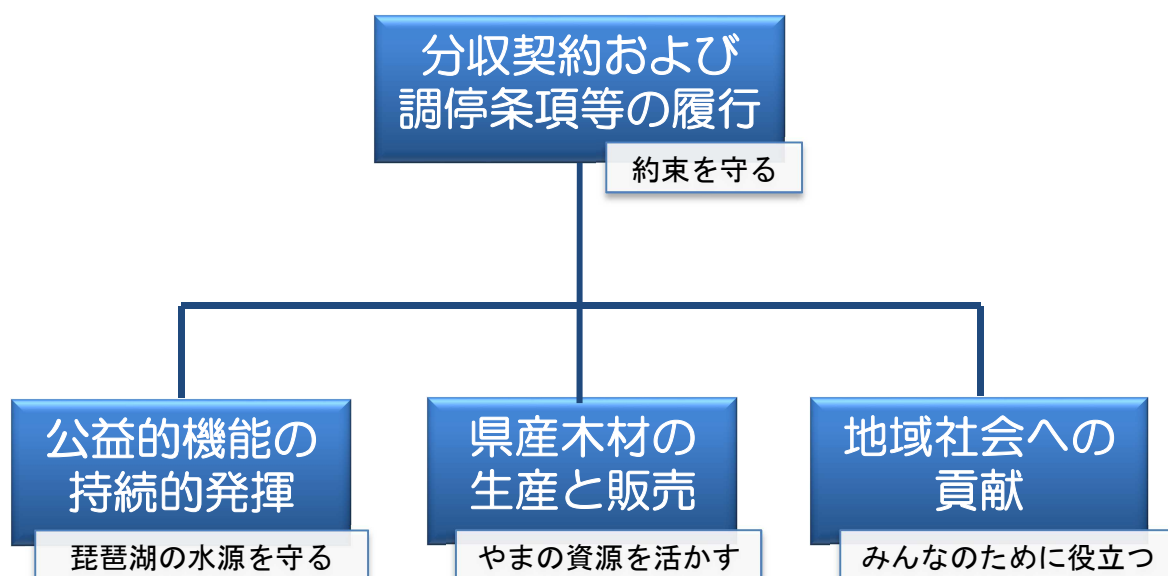


2 公社林の経営管理で基本となる事項と取組

公社の役割や体制にかかる検討会の議論を念頭に、現時点では、公社林としての継続が適当であると考え、当面の間は、公社のもとで公益的機能の発揮と伐採収益の確保の両立を目指しながら、公社林の経営管理にかかる課題に対応するものとする。このため、基本となる4つの事項を下記の体系図のとおり整理し、また、基本となる事項の達成に向けて、公社と県の協力によって取り組むべき事項を整理した。

公社林の経営管理にあたっては、公社が森林造成のために土地所有者と締結した分収造林契約および平成23年3月に成立した特定調停における調停条項を履行する(約束を守る)ことが前提として求められる。これらの約束を履行する中で、本県の公社林においては、公益的機能を持続的に発揮させる(琵琶湖の水源を守る)とともに、収益確保のために県産材の生産と販売を追求する(やまの資源を活かす)必要がある。併せて、公社は公益的かつ公共的な事業の主体であることから、地域社会へ貢献する(みんなのために役立つ)という役割を果たすことも求められることとなる。

なお、これらの公社林の経営管理に必要な基本となる事項は、特定調停の調停条項においても、分収造林事業等を通じて農山村経済の基盤や民生の安定などに寄与するものとして、言及されている。



◆ 分収契約および調停条項等の履行…「約束を守る」

造林公社が

- ・ 森林の公益的機能を持続的に発揮させること。
- ・ 分収造林事業等の継続と契約に基づいた伐採を行うこと。
- ・ 事業を通じて農山村経済の基盤の確立等へ寄与すること。
- ・ 伐期に応じて伐採し、その収益を元に土地所有者へ分収金を支払うこと。
- ・ 経営改善に努め、借入金の返済を続けること。
- ・ 調停条項に基づく経営改善のため、未更改の分収契約の変更および不採算林の解約の取組を継続すること。
- ・ 土地所有者や県民、下流社員等への説明責任を果たしていくこと。
- ・ 関与条例に基づいて、自ら経営評価し、経営状況を県へ報告すること。

滋賀県が

- ・ 公益的機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、必要な指導、助言および支援を行うこと。

◇ 公益的機能の持続的発揮…「琵琶湖の水源を守る」

造林公社が

- ・ 非採算林や伐期前の採算林等における森林整備を実施すること。
- ・ 森林整備を通じて、水源かん養機能をはじめとする公益的機能を維持すること。
- ・ 抜き伐り（非皆伐）により、公益的機能が維持されるように努めること。
- ・ 事業地の針広混交林化等によって伐採後の裸地化を防ぎ、奥地水源林としての機能が維持された状態で土地所有者へ林地を返すこと。
- ・ 本県独自の森林整備指針の考え方を踏まえ、災害リスクの高い林地にあっては伐採の実施や方法を十分に検討すること。

滋賀県が

- ・ 琵琶湖の保全・再生の視点に立って経営するよう指導・助言すること。
- ・ 返地された不採算林の森林整備を支援するため、環境林整備事業を続けること。
- ・ 造林木を枯損させたり、天然更新を妨げたりするシカの被害を減らすため、個体数調整等の対策を継続すること。

◇ 県産木材の生産と販売…「やまの資源を活かす」

造林公社が

- ・ 事業地を調査し、現場の条件に応じた合理的な伐採計画を立て、伐採を実施すること。
- ・ 隣接の個人有林等も集約化して事業の低コスト化に努め、生産量を確保すること。
- ・ 生産の基盤となる林内路網を整備し、機械化を進めること。
- ・ 業者を指導して生産性や品質を向上させ、経費低減と収益確保を図ること。
- ・ 木材需要を把握してニーズに応じた販売を行い、販売先との良好な関係を築くとともに、さらに有利な販路を開拓すること。
- ・ 生産規模の大きさを活かした安定供給を計画的に進め、商流を構築し、収益を確保すること。

滋賀県が

- ・ 「滋賀もりづくりアカデミー」等を通じて、林業就業者の育成・確保を進めること。
- ・ 県内の木材加工流通体制の整備に努めること。
- ・ 県内の木材需要を喚起すること。

◇ 地域社会への貢献…「みんなのために役立つ」

造林公社が

- ・ 事業を通じて、継続的な仕事や雇用を生み出すこと。
- ・ 木材生産の効率化や収益性の向上に資すること。
- ・ 林業経営者や林業技術者等の人材育成に資すること。
- ・ 林業および木材産業の領域を木材生産量で底支えし、地域経済に資すること。
- ・ 事業地の境界等の情報を関係者と共有し、森林経営管理制度等に寄与すること。
- ・ 公共建築物をはじめとする地域の木材需要に応えること。
- ・ 民間企業等の社会貢献活動と連携すること。
- ・ J-クレジット制度の活用を進めること。

滋賀県が

- ・ 公社林が、今後の奥地人工林の施業方法の参考となるように、公社と協力しながら、天然更新や針広混交林化等の調査や研究に努めること。

3 公社林の保全活用にかかる具体的事項（公社林の経営管理における留意事項）

前節の基本となる事項を踏まえ、公益的機能の発揮と伐採収益の確保の両立を目指した公社林の保全活用にかかる具体的事項について、検討テーマごとに4つの基本となる事項と関連付けをし、次のとおり整理した。なお、本事項は、公社および県が公社林の経営管理にあたり留意するものとする。

①公社林の目指す姿…「約束を守る／琵琶湖の水源を守る」

- ・ 水源林を目指すためには、皆伐後の土地所有者による再生林ではなく、抜き伐りによる天然更新での針広混交林化等を目指す。
- ・ 天然更新を促進させる方策を検討し、試行する。
- ・ 借入金を返済するために、収益確保に向けた森林整備をする必要があるのは当然であるが、琵琶湖を有する本県においては、契約期間中から契約終了後にわたって、水源かん養機能が発揮されるよう公社林を管理する。
- ・ 台風や集中豪雨等により災害が発生しやすい気象傾向が続いているため、伐採等においては森林の防災機能を低下させないよう配慮する。
- ・ 天然更新は、基本的に自然原理に委ねるものである。近年の異常気象の発生や獣害が顕著であるため、伐採後においては、定期的に山林の地盤や植生状況をモニタリングし、土砂流出防止機能等の維持状況や新たな植生の生育状況を確認する。
- ・ 保育から伐採の段階に転換しつつあり、最終的な公社林の姿を目指すためには、これまで以上に、ひとつひとつの施業の重要性が増すことから、最終の林型を意識して森林整備や伐採を行う。

②公社林の整備・管理について…「琵琶湖の水源を守る」

- ・ 公益的機能が非採算林でも発揮されるよう、森林の状況に応じた一定の手入れを行う。
- ・ 土地所有者が返地後の森林を水源林として維持できるよう、県としても支援を継続する。

③伐採方法の選択について…「琵琶湖の水源を守る」

- ・ 琵琶湖の水源として森林の水源かん養機能を重視されており、皆伐では理解を得にくいことから、原則として抜き伐りとする。
- ・ 実際の作業においては、地形や生育状況などの現場条件に応じて、伐採の形状や規模等について柔軟に対応する。

④効率的な木材生産について…「やまの資源を活かす」

- ・ 作業員一人あたりの木材生産量を上げるため、公社においても引き続き、受注者

の技術力向上につながる研修や実習に取り組む。

- ・ 出荷材の品質を確保するため、県内業者の木材を見る目を養う必要があることから、日常の現場管理や研修等において、従事者に採材や造材の考え方などを指導する。

⑤木材の有利販売について…「やまの資源を活かす」

- ・ 森林資源が管理されている公社林のメリットを活かし、木材流通センターを通じて利用者のニーズを把握しながら、年間の木材生産予定を示して計画的かつ安定的に供給する。
- ・ 販路の開拓については、木材流通センターや県の担当者との情報共有に努め、積極的に取引を試行する。

⑥分収契約の変更・解約について…「約束を守る／琵琶湖の水源を守る」

- ・ 交渉に際しては、森林の現況や役割、伐採方法等を土地所有者に説明し、公益的機能を発揮させながら伐採して森林を更新させるためには、どうしても必要な契約変更であることを理解してもらう。
- ・ 分収割合の変更、契約期間の延長については、引き続き公社において粘り強く土地所有者と交渉し、必要に応じて、公社と県が個別の対応方法を検討する。
- ・ 不採算林の解約にあたっては、土地所有者が森林を引き継ぎやすいように、土地所有者に対して県等による補助制度を紹介するとともに、県は返地後の森林の適正な管理のための支援として、環境林整備事業を継続する。

⑦森林の新たな価値の創造について…「みんなのために役立つ」

- ・ 企業の森や木材利用促進協定の締結、イベントへの参加などを通じて、公社の社会貢献や環境貢献の取組をPRし、施設整備等に際して公社材が選ばれるように努める。
- ・ 企業の森については、民間企業に多様なニーズがあることを理解し、アクセスの良さから候補地をPRするだけでなく、様々な見方で候補地の利点を模索し、企業との連携につなげる。

⑧滋賀の林業成長産業化への貢献について…「みんなのために役立つ」

- ・ 中期経営改善計画によって資源把握ができていているというメリットを活かして、県内の林業事業者の経営安定化に貢献するために、当面の木材供給量を広く情報提供する。
- ・ 公社は、条件不利地である奥地林の施業において高い技術力を有しているうえに、事業を発注する立場であることから、林業事業者への施業技術の指導にとどまら

ず、施業方法に関する思考力を養えるよう企画提案による発注の活用を心掛ける。

⑨今後の造林公社の役割と体制について…「約束を守る」

- ・ 兵庫県や本県の支援を受けて分収造林事業を継続しており、経営の透明性の確保のためには、今後も林業公社会計基準に基づく資産管理を行い、経営評価結果を公社理事会や県議会へ報告する必要がある。現在のチェック体制を保ちながら、公社において事業を継続することが適当である。
- ・ 森林整備や伐採等にかかる補助金を活用するとともに、伐採事業においては、一定の規模を確保して効率的な作業を行えるように、隣接地との連携を検討する。
- ・ 収益性を確保するためには、企業のような戦略的で柔軟性のある木材の生産販売活動に努める。
- ・ 県営林化した府県のうち主伐に取り組む県では、立木販売による皆伐が行われている。奥地の条件不利地で土地所有者に再造林を委ねることは課題が大きく、公益的機能の発揮と伐採収益の確保の両立を目指す本県の施策には馴染まない。県営林化と公社林の双方を比較考慮した結果、県営林化のデメリットが大きいことから、県営林化よりも公社林としての継続が適当である。

4 取りまとめ内容の活用

「公社造林のあり方」に関する取りまとめにおいて、整理された基本となる事項および公社林の保全活用にかかる具体的事項の実効性を高めるために、本取りまとめを次のとおり活用する。

①（公社）次期中期経営改善計画策定の検討

第2期中期経営改善計画は、令和2年度までの計画となっている。公社においては、次期中期経営改善計画を策定するために、令和2年度に計画策定検討委員会を設置する予定である。本取りまとめを公社と共有したうえで、取りまとめ内容を参考に計画における事業内容を検討する。

②（県）公社の経営評価結果に対する指導助言

関与条例に基づいて、毎年度、公社から本県へ中期経営改善計画に関する経営評価結果が報告され、この経営評価結果に対して本県から指導・助言を行っているところである。この指導・助言において、本取りまとめ内容を踏まえて事業に取り組むように求めることとする。

③（県）次期琵琶湖森林づくり基本計画策定の検討

奥地林等における公益的機能の発揮を促進させるため、現在検討中の次期琵琶湖森林づくり基本計画において、本取りまとめ内容を踏まえ、環境林整備や獣害対策等に関する施策を盛り込むよう検討する。

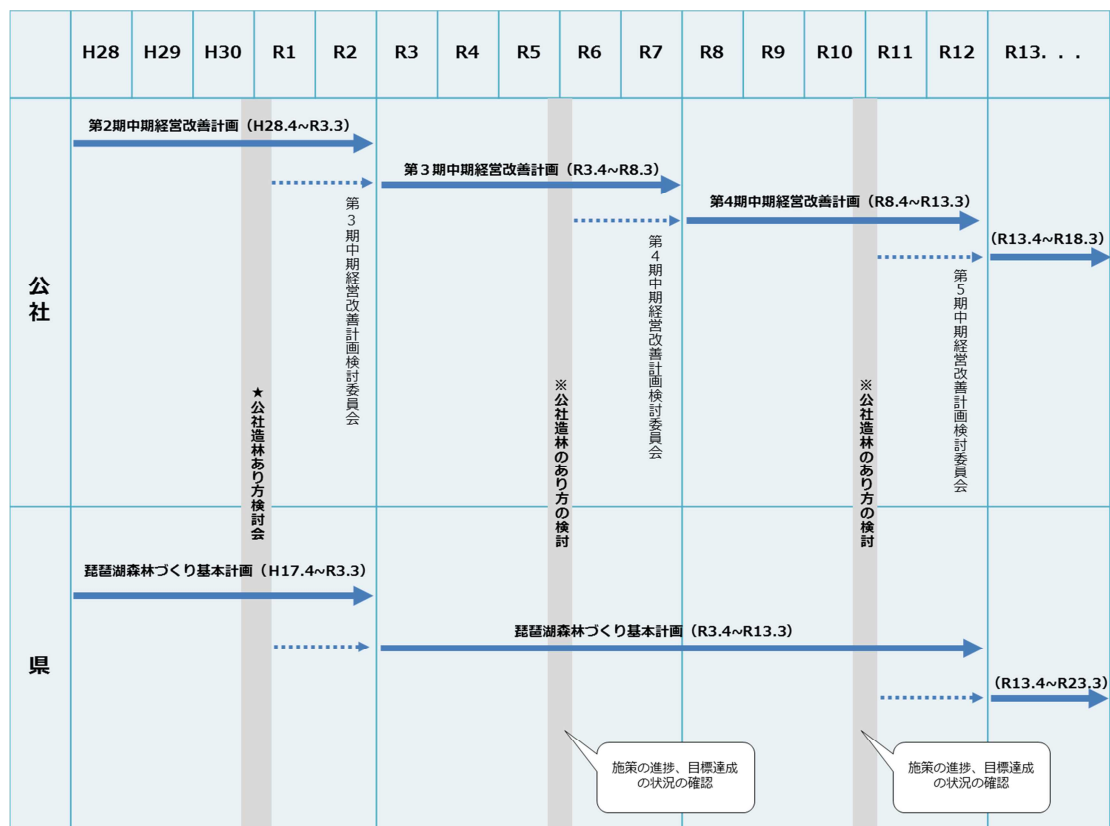
IV 定期的な公社造林のあり方の検討

本検討会によって、具体的な森林施業の方法や公社林の経営管理に必要な事項とそのための体制等について、一定の整理はしたものの、今後も社会・経済情勢や国の制度、他県の状況、公社の経営状況、県の財政事情などは刻々と変化する。

一方で、造林公社の経営予定期間の終期は、最後の分収造林契約が終了する、今から50年後の令和50年度であり、超長期にわたる事業実施が予定されている。

このため、公社造林のあり方や経営管理の方法等については、今回以降も一定の期間を置いて、その方向性を定期的に見直す必要がある。公社による中期経営改善計画の策定に合わせて5年置きに行うことが適当であると考えられ、中期経営改善計画策定委員会の前に、改めて公社造林のあり方を検討することにより、次の中期経営改善計画に検討内容を反映できるようにするものとする。

また、公社は中期経営改善計画において、本県は琵琶湖森林づくり基本計画において、本取りまとめ内容を踏まえた施策等を盛り込み、取組を進めることとなるため、その成果を確認する必要がある。施策ごとに、取り組むべき優先順位や期間は異なるものの、それぞれに施策の目標を設定し、次に公社造林のあり方を検討する際には、その進捗状況や目標の達成度等を確認することとする。



参考資料

1 公社造林あり方検討会の概要

(1) 設置の目的

一般社団法人滋賀県造林公社が管理を行う森林を、健全な形で将来に引き継ぐため、森林の公益的機能の持続的発揮と木材生産における採算性を両立する公社林の保全活用方法について検討するにあたり、有識者の方々から意見を聴取することを目的に、公社造林あり方検討会を設置。

(2) 検討会委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	栗山 浩一	京都大学 農学研究科 教授
副会長	石川 知明	三重大学 生物資源学研究科 教授
委員	川元 麻衣	公認会計士
委員	高橋 市衛	長浜市伊香森林組合 参事
委員	榑崎 達也	FOREST MEDIA WORKS(株) 代表取締役
委員	根縫 徹也	(一社)滋賀県木造住宅協会 会長 / (有)ネヌケン 代表取締役
委員	山下 直子	森林総合研究所関西支所 主任研究員

(3) 検討会スケジュール

	主な論点
第1回 (H30. 11. 15)	・ 公社造林の現状と課題①
第2回 (H30. 12. 25)	・ 公社造林の現状と課題② ・ 現地視察 (甲賀市信楽町黄瀬)
第3回 (H31. 3. 29)	・ 公社林の目指す姿 ・ 公社林の整備・管理 ・ 伐採方法の選択
第4回 (R1. 5. 27)	・ 効率的な木材生産 ・ 木材の有利販売 ・ 分取契約の変更・解約

第5回 (R1.7.2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の新たな価値の創造 ・ 滋賀の林業成長産業化への貢献 ・ 造林公社の今後の役割と体制
第6回 (R1.8.9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公社造林のあり方」に関する取りまとめ (案)

2 検討会の内容

検討会においては、テーマごとに現状と課題を提示し、議論していただいた。以降については、検討テーマごとに、委員の主な意見および検討会としての整理を記述している。

(1) 公社林の目指す姿について

①現状と課題

これまでの植林、保育の期間が終わって主伐が始まり、公社林は大きな転換期を迎えている。公社においては、公益的機能を持続させるため、抜き伐りによる主伐を数回に分けて実施し、主伐後は天然更新により針広混交林化もしくは広葉樹林化を図る計画である。これからの施業方法によって、公社林の姿はどの様にも変わり、将来の森林の姿に大きな影響を及ぼすため、これまでの植林、保育期間以上に重要な期間であると捉えられる。事業期間は、令和50年までの超長期に及ぶことから、まずは琵琶湖を有する本県の特性を踏まえて、将来を見据えながら、どのような公社林をつくるのか、具体的な伐採方法を検討する前に、公社林の目指す姿を検討した。

②委員の主な意見

- ・ 天然更新を目指すには、林地に光を入れるような方策を考える必要がある。
- ・ 広葉樹林化に際しては、調査を進めてデータを取りながら、逐次方向性を決めていくこと。場所によって、生育環境の特性が異なるため、臨機応変にこまめに対応をすること。
- ・ 天然更新は技術的に難しい。専門家に見てもらい、時間をかける必要がある。
- ・ 平成27年から伐採を始めたばかりなので、伐採後の下層植生等の状況を確認しながら、今後の伐採にかかる計画を立てるとよい。
- ・ どのように林を仕立てていくか、天然更新にあたっては、シカの食害が懸念されるので、植栽を含めた計画も選択肢として必要と考える。
- ・ 捕獲によるシカ対策が行われないと、公社林で考えている天然更新が実現できないことになる。シカ対策も連携させる必要がある。

- ・ 滋賀県が目指す天然更新および抜き伐りに関しては、先行事例がないことから、試行錯誤しながら、研究者らとの連携が不可欠。
- ・ 抜き伐りで高木がなくなった後に常緑の低木種が繁茂し、高木性の広葉樹が植生しなくなると思われる。天然更新のためには、低木種対策が必要である。

③検討会としての整理

公・県：天然更新を目指すために、林地に光を取り込む方策を検討すること。

公：モニタリング調査によりデータを収集しながら、現地の状況に応じて、施業の方向性を検討し、臨機応変に対応すること。

公・県：天然更新による針広混交林化等を目指すためには、研究者らと連携しながら、定期的に下層植生の状況を確認すること。

公・県：天然更新のために、低木種の繁茂への対策を検討すること。

県：天然更新のために、シカ対策を継続すること。

※ **公** は、公社に対する意見。 **県** は、本県に対する意見。 **公・県** は公社と県に対する意見。

(2) 公社林の整備・管理について

①現状と課題

長期経営計画において、採算林については、効率的な森林整備を行うため、利用間伐の積極的な推進や路網整備に取り組み、立木の価値を向上させ、収益の確保が図れるよう間伐、枝打ち等の保育を実施することとしている。保育施業基準に基づき、植栽木が40年を迎えるまでは、補助金を最大限に活用しながら、枝打ち、間伐等の保育を実施するとともに、基準の林齢を越えた森林においても必要に応じて保育の実施を検討する必要がある。また、シカ等による剥皮被害が深刻化していることから被害状況や生息状況を把握したうえで、重点的に病虫害獣防除を実施する必要がある。

不採算林については、採算性判定の結果、明らかに採算が見込まれない森林から契約の解除を行っている。解約により返地した後は、土地所有者が森林を管理する必要があるため、その後も林地が保全され、公益的機能が持続的に発揮されるよう配慮しなければならない。公社は、土地所有者の意向を確認しながら、環境林整備事業等が活用されるよう、公的な支援制度を案内するとともに、市町、森林組合および県森林整備事務所等へ、解約に関する情報を報告している。林地が荒廃し公益的機能が低下した森林が増えないよう、公社と滋賀県等の関係機関の連携体制の構築、強化を図る必要がある。

なお、採算性のない森林であるものの採算林と同じ筆であるため、解約が適当でないものは非採算林とされており、採算林とともに契約を継続し、公益的機能発揮のため、間伐等の必要最小限の保育管理が行われている。

(表) 採算性判定による森林区分の考え方

区分	定義	取り扱い
採算林	採算性のある枝班	契約を継続し、保育基準に従い、保育管理を行い、伐採、分収の上、分収造林契約終了後に土地所有者に返還する。
非採算林	採算性のない枝班だが、採算林と同じ筆にあること等から契約解約が不適当なもの	採算林とともに契約を継続し、公益的機能発揮のため、間伐等の最小限の保育管理を行う。
不採算林	採算性のない枝班（非採算林を除く）	契約を解約し、現状のままに土地所有者に返還する
被災林	積雪や台風等の気象災害や獣害等により植栽木が枯損し、広葉樹林化等した枝班	原則として不採算林と同様に扱う。ただし、採算林と同じ筆にある等により契約解約が不適当な場合は、契約を継続するが保育管理は行わない。

出典：(一社) 滋賀県造林公社「長期経営計画」平成 23 年 9 月

(表) 長期経営計画における保育施業基準

	採算林	非採算林
目的	木材生産 水源涵養機能等の保全	水源涵養機能等の森林の公益的機能の発揮
生産目標	径級 14～30cm の丸太生産	最終本数を 700～900 本/ha とし、針広混交林等に誘導する
伐期	51～80 年生	—
伐採方法	一伐区を 30 年間で 4 回（概ね 10 年間で伐採を行うことを原則とし、伐採後は、天然下種更新により広葉樹林化等をめざす）	—
伐期本数	スギ 1,100 本/ha	—
	ヒノキ 1,450 本/ha	—
伐期材積	スギ 450～550m ³ /ha	—
	ヒノキ 300～350m ³ /ha	—
除伐	16、25 年生、40 年生までの必要箇所 2 回～3 回	—
間伐	25、35 年生、40 年生までの必要箇所 2 回～3 回	25、51 年生 2 回
枝打	16、25 年生、40 年生までの必要箇所 2 回～3 回	—
病害虫獣防除	必要箇所	必要箇所

出典：(一社) 滋賀県造林公社「長期経営計画」平成 23 年 9 月

②委員の主な意見

- ・ 公社林の公益的機能を発揮させるにあたって、伐採予定地のうち収益性の無い部分において、公社が行う森林整備に対して十分な助成が無いことが厳しい。
- ・ 解約による返地については、土地所有者に任せるのではなく、行政の責任として環境林整備事業を継続すべきである。
- ・ 大規模な面積を一括して管理している公社のメリットを活かして、路網整備を含めた効率的な伐採計画を立てること。
- ・ タワーヤーダなどの架線系の大規模林業機械が導入されることを見据えた路網整備が必要になってくる。

③検討会としての整理

県：返地後の森林管理については、土地所有者任せにするのではなく、行政としての責任も果たすこと。

県：森林整備に対する継続的な支援が必要。

公：公社のスケールメリットを活かしながら、車両系および架線系などの林業機械の入りやすい路網の整備など、低コスト化に繋がる伐採計画を立てること。

(3) 伐採方法の選択について

①現状と課題

本県の公社林は琵琶湖の水源かん養機能を担う重要な水源林であり、契約満了後においても、公益的機能の発揮が期待されているが、奥地などの条件不利地であることや木材価格の下落から、皆伐後の土地所有者による再造林は難しいとの判断もあり、抜き伐りで主伐を実施している。

公社林において公益的機能を持続的に発揮させるために、伐採方法の検討を行った。

②委員の主な意見

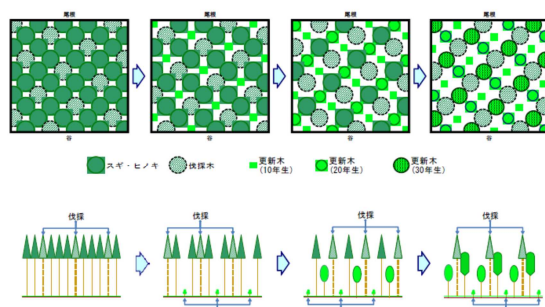
- ・ 現場ごとに状況が異なるため、伐採方法の取り決めをしない方がよい。現場ごとに状況を見ながら、伐採方法を選択できるような柔軟性を残しておく方がよい。
- ・ 環境林に誘導するのであれば、定性伐採が一番良い。

③検討会としての整理

公：伐採方法は、現地の状況に応じて選択すること。

公：環境林としての機能を求めるのであれば、皆伐で再造林するのではなく、定性伐採（抜き伐り）による天然更新が望ましい。

(図) 定性伐採のイメージ



出典：(一社) 滋賀県造林公社「長期経営計画」平成 23 年 9 月

(4) 効率的な木材生産について

①現状と課題

中期経営改善計画に基づき、毎年度の事業地の調査をもとに伐採計画を作成しており、収益確保を念頭に事業地に応じて、一般競争入札またはプロポーザル等により発注している。また、事業期間の短縮と年間を通じた事業量の平準化に向けた取組に向けて発注時期の見直しを行っているところである。

中期経営改善計画では、過去の植栽に応じて伐採面積が増えるものとされており、調査等に係る人員不足が想定される。また、県内の林業就業者数は減少傾向であり、労務の確保が困難な状況であり、かつ、県内の素材生産業者は小規模で機械化が進んでいない。

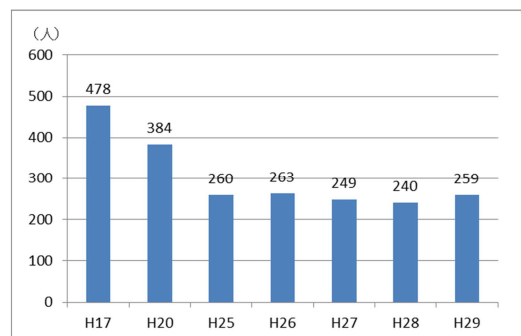
このような課題がある中、今後増加していく事業に対して、収益を上げながら、いかに効率的に対応していくのか検討を行った。

(表) 滋賀県の林業事業体数、就業者数

	事業体数	就業者数
森林組合 (生産森林組合含む)	10	155
民間事業体	18	104
合計	28	259

出典：滋賀県森林政策課調べ 平成 29 年度

(図) 滋賀県の林業就業者数の推移



出典：滋賀県森林政策課調べ 平成 29 年度

(表) 滋賀県の林業機械保有状況

フォワーダ	スイングヤーダ	ハーベスタ	プロセッサ
3	2	3	4

出典：滋賀県森林・林業統計 平成 29 年度

②委員の主な意見

- ・ 現時点では、収益性を中心に選木しているが、天然更新や生物多様性を意識しながら、どの木を残すかという観点で選木する考えもある。
- ・ 生育が悪いところなどの採算性の無いところは、発注しても無駄になるため、現場の事前調査のための人員確保が大事になってくると思われる。
- ・ 現状の路網ではタワーヤーダなどの導入が難しいので、路網も含めて大きい計画が必要であり、公社の計画と個人の計画が相互に関連するような、公社の計画規模を活かせることが大事になってくる。
- ・ 公社が造林したときに、多くの県外から作業者を入れた歴史がある。伐採するときにも、かなり県外に頼らざるを得ないと思う。
- ・ 全国的に林業事業者が減ってきており、業者を奪い合っている状況。生産性が上がるように、「滋賀もりづくりアカデミー」などで事業者をいかに育成していくのか考える必要がある。

③検討会としての整理

公：無駄のない発注を行うためには、事前調査等のための人員確保が必要。

公：事業量の増加に対応するため、必要に応じて県外の林業事業者との連携を図ること。

公・県：全国的に林業事業者が減っている中で、事業者の生産性の向上が図られるような人材育成方法の検討が必要。

(5) 木材の有利販売について

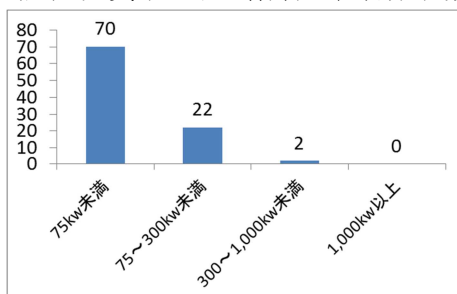
①現状と課題

公社材の有利販売の取組として、木材流通センターを介した滋賀県型集約化販売や、中間土場からの需要先への直送などを行ってきた。近年は、海外への木材輸出をはじめ、市町との木材利用に関する協定を締結して、公共建築物の整備にあたって公社材が活用されるよう取り組んでいる。

しかし、本県では、小規模な製材業者が大半であり、人工乾燥機を有する製材業者は6者しかいない状況である。このため、需要に応じた販売価格の設定、価格の安定

化、運送コストを抑制した流通の構築等について検討した。

(図) 滋賀県の動力階層別製材業者数



出典：農林水産省木材統計 平成 29 年度

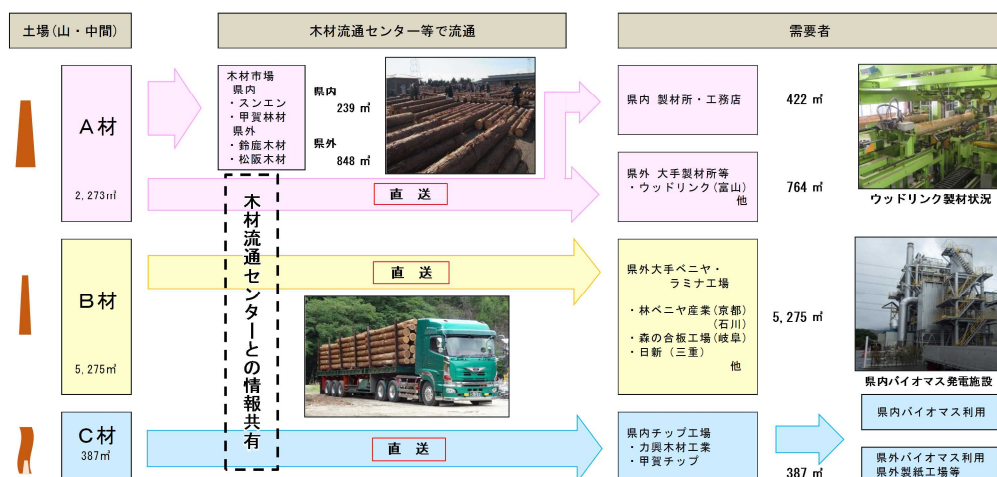
②委員の主な意見

- ・ 公社材はB材が多いことから、県内流通量や素材生産量を増やし、地域経済のために、県内でB材を使える環境を整備することも視野に入れるべき。
- ・ どこにどれだけの木があるのかを5年先まで示してもらおうと、使う側は計画的に事業量を考えられる。使う材料も見据えることができる。
- ・ これから木材を供給していく時期に、人工乾燥機を有する業者が県内に6者しかないのは厳しい。この点も視野に入れる必要がある。
- ・ 木材が販売され、県産材が使われ、製品ができてという地域内で循環できる流れができれば、それで生活する人も出てくるため、県内での木材需要を高めるような県の政策も期待したい。
- ・ プレカット工法が普及する中で、人工乾燥機を持っている事業者が6者しかないというのは弱い印象。製材工場の生産性をいかに高めるのかについて、力を入れる必要がある。
- ・ プレカット工法が多くなってきているが、県内事業者の寸法精度が低く、県外の材料と見比べると品質が悪い。一方、ヒノキなどについては、化粧材などA材として使えるものが多く流通している印象がある。品質の良し悪しを見極める人材を育成することで、B材をA材に変えることも可能になるのではないか。

③検討会としての整理

- 公・県**：公社材のうちで供給割合の高いB材が、県内で利用される環境整備を検討すること。
- 公・県**：人工乾燥機を所有する事業者が少ないため、製材工場の生産性を高める方策について検討すること。
- 公・県**：品質の良い木材を供給するためには、製材の精度を高める取組や、品質を見極められる人材の育成が必要。

(図) 木材流通図 (山土場から需要者)



出典：(一社) 滋賀県造林公社平成30年度第7回理事会資料

(6) 分収契約の変更・解約について

①現状と課題

分収契約にあつては、長期経営計画に基づき、分収割合を当初の公社60%：土地所有者40%から公社90%：土地所有者10%へ契約変更する取組と、長伐期に向けて50年から80年への契約期間を延長する取組を進めている。また、明らかに採算の見込みのない不採算林については、契約解除に取り組んでいるところである。しかし、第2期中期経営改善計画において設定した目標値が達成できていない状況である。

契約変更等の遅れは、伐採事業に影響することから、限られた人員でどのような体制で取り組むのか、林業や現地を知らない土地所有者に対してどのように説明するのか、交渉体制や方法等について検討を行った。

(表) 契約更改の計画と実績

			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
分収割合変更	変更契約率 (%)	計画	50.0	80.0	100.0	—	—	65.0	75.0	85.0	95.0	100.0
		実績	0.7	16.6	35.6	51.1	57.4	65.5	70.0	73.2		
期間延長	変更契約率 (%)	計画	90.0	95.0	100.0	—	—	95.0	96.0	97.0	98.0	100.0
		実績	82.6	90.1	90.2	90.4	93.8	94.4	94.9	95.6		
契約解除	解約率 (%)	計画	30.0	80.0	100.0	—	—	62.0	64.0	66.0	68.0	70.0
		実績	0.0	40.1	57.6	58.7	58.7	61.1	62.2	63.4		

②委員の主な意見

- ・ 公社が不採算林の解約を進めていくうえでは、契約解除後にいかに行政として県が支援していくのかが求められる。
- ・ 環境林整備事業では対応が困難な森林（不成績造林地等）について、契約解除後の管理の方法はないか。
- ・ 不採算林といえども、水源林として環境上、重要な場所が多いので、行政としてどのように森林管理していくのか。
- ・ 返地後の林型について、試験研究機関と連携して考えた方がよい。
- ・ 環境林としての機能を発揮できるように、道筋を付けたうえで返地する形を取るべきである。
- ・ 分収契約の変更および契約解除の目標を達成することは、借入金を返済するうえで非常に重要だと思うので、引き続き交渉を頑張ってもらえないか。
- ・ 交渉に際しては、単に契約の内容の話だけでなく、最終的に森林を返すこととなるため、造林の方法についても説明してもらいたい。
- ・ 返地した後も水源林としての役割を有しているため、県としてきちんとアフタケアしていく必要がある。

③検討会としての整理

公：分収割合および契約期間の契約変更については、継続して交渉を行うこと。

公・県：土地所有者に不採算林の契約解除に応じてもらえるように、また、返地後においても水源林の機能を維持できるように県等によるアフタケアが必要。

(7) 森林の新たな価値の創造について

①現状と課題

現在、公社においては、伐採事業以外の取組として、企業の森（琵琶湖森林づくりパートナー協定）、滋賀県森林 CO2 吸収量認証制度、J クレジット制度などに取り組んでいる。

企業の森については、今まで公社林における取組の実績がなく、令和元年7月5日に公社として初となる協定を滋賀県トラック協会と締結した。

滋賀県森林 CO2 吸収量認証制度については、平成 28 年度より毎年度認証申請を行い、CO2 吸収量による公社林の貢献度の見える化に取り組んでいる。(H28：292.72t-CO2、H29：216.64t-CO2、H30：209.49t-CO2/年)

J クレジット制度については、平成 30 年度に、米原市上板並の事業地における適切な間伐により、CO2 吸収量を増大させるプロジェクトが登録されたところである。

公社においては、これらの取組に加えて、森林認証制度についても取り組むとこと

とするのか、また現在の取組がより効果的で意義のある取組となるよう検討した。

企業の森制度…企業が県内の森林所有者等と協定を締結し、資金と労働力を提供し、森林整備に参画する。企業は社会貢献活動として、自らの活動を広報でき、森林所有者は企業等から資金の導入を図ることができる。



②委員の主な意見

- ・ 森林認証制度については、全国的に見ても付加価値ということで収益を増加させることまでには至っていないというのが現状である。将来的には、海外並みに広がってくるのかもしれないが、現在は導入しても利益につながるわけではないため、しばらく様子を見る必要がある。
- ・ 企業の森については、生物多様性や生き物との関わりを重視する企業がある中で、アクセスの良さの観点だけでなく、企業がどういう所をアピールしたいと考えているのかニーズも幅広く調査してはどうか。

③検討会としての整理

- ☐: 森林認証制度については、すぐに利益につながるわけではないため、経過を見守る必要がある。
- ☐: 企業の森については、企業には様々なニーズがあることを認識し、ニーズに応じたPRを図ること。

(8) 滋賀の林業成長産業化への貢献について

①現状と課題

本県の琵琶湖森林づくり基本計画（～令和2年度）の基本施策の1つである「環境に配慮した森林づくりの推進」において、「長伐期林や複層林などの多様な樹種や齢級で構成された森林への誘導」や「低コスト造林技術を活用した再生林の取組等（採算の取れる範囲）や確実な天然更新（奥地）に向けた取組の支援による森林の適正な更新」を掲げている。

また、しがの林業成長産業化アクションプランでは、林業や木材産業の振興に向け

た取組として「県営（有）林や造林公社等において、素材生産における生産性向上のための技術について実証研究を行い、他の民有林への技術普及に努める」こととしている。

本県の森林施策において、民有林の一部を構成している公社林には、公社事業を通じて他の事業者等への波及効果を期待されているところである。収益確保や公益的機能の発揮だけでなく、本県の林業や木材産業において、公社が貢献できる場面や公社の強みを検討した。

②委員の主な意見

- ・ 造林公社は資源を把握しやすいと思われるため、5年ほど先を見据えて、木材の供給量を情報提供し、県内の事業者が利用しやすくなるような工夫が必要。
- ・ 地域創生を図るという点では、B材を使えるところを県内で増やすような環境整備が必要。
- ・ 県内の就業者が減っている中で、地域の雇用等につなげるためには、木材に付加価値を付ける必要がある、県内で木材生産から木材製品の完成までできるような仕組みが最終の目標かと思う。
- ・ 公共建築物に対して需要が一気に来るときに、即座に対応できていないということがあるため、柔軟に対応できるような仕組みを検討されたい。
- ・ 森林のプロデューサーのような、森林整備や管理の方向性を見極めることや、利益につながる木材活用について考えることができる人材を育成してもらいたい。

③検討会としての整理

公：森林資源が把握された公社林のメリットを活かし、当面の木材供給量を示し、県内の林業事業者の経営の安定化に資すること。

公・県：地域創生や雇用の創出のためには、B材を県内で使える環境整備や、県内で木材から製品まで生産加工できる仕組みづくりが必要。

公・県：森林・林業の総合的な能力を向上させるような人材育成を期待。

(9) 造林公社の今後の役割と体制について

①現状と課題

公社林における公益的機能の発揮と収益性の確保を目指すために、本検討会で検討された内容を踏まえて伐採事業や森林整備等に取り組むこととなるが、伐採事業により得られた収益が取り崩した森林資産の額を下回る場合は、その分だけ正味財産が減少するという林業公社会計基準上の構造を有している。

正味財産が減少することで林業公社の経営に大きな懸念が生ずるという事例は、全

国的にみられるものであり、林業公社を解散して県営林化するという選択肢を選ぶ府県がある一方で、正味財産がマイナスとなっているものの公社により事業を継続している県もある。

本県の公社においては、林業を取り巻く厳しい状況から伐採における収益性が低下しており、主伐を開始して以来、正味財産が減少する傾向にある。その中で今後も事業を継続するのか、公社が公社林の経営管理を担い続けるのか、方針や体制について、県営林化と比較をしたうえで検討した。

(表) 正味財産額残高の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
期首残高 (千円)	185,030	203,945	168,551	159,781	152,900
期末残高 (千円)	203,945	168,551	159,781	152,900	140,042
期首期末残高差 (千円)	18,915	△35,394	△8,770	△6,881	△12,858
主伐面積 (ha)	0	5	27	29	46
生産量 (m ³)	0	1,100	5,200	6,800	8,200

(表) 全国の林業公社の状況 (平成 30 年度末時点)

<p>存続 ・ 事業 継続 (26)</p>	<p>宮城、秋田、山形、福島、埼玉、 東京、新潟、富山、石川、長野、 岐阜(2)、滋賀、兵庫、和歌山、 鳥取、島根(2)、岡山、山口、 徳島、高知、長崎、熊本、宮崎、 鹿児島 ※宮城、滋賀は特定調停に よる債務整理を実施。</p>	<p>存続 (26)</p>	<p>宮城、秋田、山形、福島、埼玉、 東京、新潟、富山、石川、長野、 岐阜(2)、滋賀、兵庫、和歌山、 鳥取、島根(2)、岡山、山口、 徳島、高知、長崎、熊本、宮崎、 鹿児島 H28 主伐実績あり</p>
<p>合併 ・ 事業 継続 (3)</p>	<p>滋賀(びわ湖)、長崎(対馬)、 鹿児島(屋久島)</p>		<p>県営 林化 (13)</p>
<p>解散 または 事業 譲渡 (14)</p>	<p>[解散] 青森、岩手、栃木、群馬、神奈川、 山梨、愛知、京都、奈良、広島、 愛媛、大分 [事業譲渡] 茨城、福井 ※分収造林事業を県へ譲渡。 なお、農業等の別部門事業 があるため、公社存続。</p>	<p>別法人</p>	<p>群馬</p>
<p>認定 取消</p>	<p>北海道</p>	<p>※三セク債活用 (対象期間 : H21~25~28)</p>	

(表) 公社林の経営管理主体の比較

立場による区分		公社林の経営管理主体の候補	
		造林公社（事業継続）	滋賀県（県営林化して事業継続）
①県民や企業 にとって	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後のモニタリングを継続しながら、後年の伐採方法を適宜、検討し、事業地の状況に応じた伐採ができる。 ・事業の発注により山村地域に安定した雇用が生まれる。 ・県の規則や予算年度等に縛られず、企業のような戦略的で柔軟性のある木材の生産販売活動が可能である。 ・経営規模を活かした供給力を背景として、双方向の商流を構築できる。 ・A材およびB材の販売では、事務の省力化と与信のために木材流通センターを活用することができる。 ・林業公社会計基準に基づき、資産と負債が明確に管理される。 ・決算や経営評価等は理事会で審議され、議会への報告が義務づけられており、特別のチェック機能が働いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後のモニタリングを行い、後年の伐採方法を適宜、検討し、事業地の状況に応じた伐採ができる。 ・事業の発注により山村地域に雇用が生まれる。
	デメリット		<ul style="list-style-type: none"> ・公会計のため、資産と負債の関係がわかりにくくなる。 ・奥地林でのノウハウが少なく、管理や施業が不足する恐れがある。
②分収契約者 にとって	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたる対応の結果、地元や土地所有者との信頼関係が構築されており、引き続き円滑な対応や交渉を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約名義が県へ変更され、土地所有者は大きな担保を得るとともに、県と直に交渉できる。
	デメリット		<ul style="list-style-type: none"> ・収益確保よりも、法令や規則等に基づく県有財産の適正処分が求められる。 ・木材の処分方法は、原則として入札による売り払いであり、商流を作ることはできない。
③滋賀県（行政） にとって	メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・債務にかかる調停条項の履行を継続できる。 ・中期経営改善計画に基づき、造林公社の長所を活かした収益確保が図られる。 ・県による無利子貸付金は、地方財政措置の対象である。 ・国庫補助事業の補助率が高い。（県負担分は地方財政措置の対象） ・契約変更の取組は、国庫補助の対象である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公社林の引き受け前に改めて採算性を精査し、不採算林の解約を図ることができる。
	デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採収益が森林資産を下回る場合は、会計上、正味財産が減少する。（貸付金償還の不確実性） ※林業公社会計の仕組みによるものであり、県民に新たな負担が生じるものではない。 ・運営にあたって、県からの出資金や人的支援が不可欠である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・債務にかかる調停条項を履行できない。 ・債務整理など手続きが必要となる。 ・分収契約上の責務は、県が負うことになる。 ・契約内容の変更が必要となり、土地所有者等への説明や契約変更手続きなどの新たな事務が発生する。 ・管理主体が変わることで、地元や現場の実態の把握が困難となり、改めて土地所有者等との信頼関係の構築が必要となる。 ・事業執行にあたって、人員や事業費の確保が不可欠である。 ・森林資産等による代物弁済を受けることに伴う消費税の負担が必要となる。

②委員の主な意見

- ・ 滋賀県の造林公社は、水源林の維持管理という大きな役割を担っているので、単にコストのことを考えて皆伐を行っている他県の公社とは大きな違いがある。
- ・ 個人有林と公社林が隣接する事業地では、一体的な作業による機械化や効率化において、公社の計画規模が活かされるものと期待できる。（県営林ではこのような取組は困難。）
- ・ 県営林化すると、県会計の中で財務状況が可視化できず不明瞭となること、また、公社と県の相互のチェック体制がなくなることから、公社が事業を継続する方針が良い。
- ・ 正味財産が赤字となっている他県の公社が存続を選んでいる中で、滋賀県の公社は、正味財産は減っているが、主伐開始から数年しか経っておらず、主伐の継続を議論するには時期尚早と思われる。
- ・ 大面積を一括管理し、効率的な計画を立てて、有利な補助金を得ながら伐採を行えるのは、公社のメリットである。
- ・ 天然更新は、しっかりとモニタリングを続けないと、うまくいくものではないため、定期的に伐採後の状況をチェックできる体制づくりが必要であり、研究者等とも連携しながら継続して確認をする必要がある。

③検討会としての整理

- 公・県**：滋賀県造林公社は、他県の公社とは異なり、琵琶湖の水源林を維持管理しているという大きな役割があることを認識すること。
- 県**：県営林化をすると、事業の透明性が確保されなくなることから、公社による事業を継続すること。
- 公**：大規模な面積を管理していること、国から補助金を得られることなど、公共的な機関である公社のメリットを活かすこと。

用語解説

～ア行～

A材 (Aさい)	直材（まっすぐな丸太）。主として製材用材等に利用。
枝打ち (えだうち)	節のない価値の高い材木（無節材）を生産するため、また、林内に光が入りやすくし、下草木の生育により土壌を保全するため、不要な枝を伐り落とすこと。
枝班 (えだはん)	公社の事業地を樹種、林齢等に基づいて細分した森林区画の最小単位。1枝班は約2ha。滋賀県造林公社は3,216、びわ湖造林公社は7,023の枝班がある。

～カ行～

皆伐 (かいばつ)	一定範囲の樹木を一時に全部または大部分伐採する主伐の一種。
拡大造林 (かくたいぞうりん)	伐採跡地への造林をはじめ、里山の雑木林、さらには奥山の天然林などを伐採し、代わりにスギやヒノキ、カラマツ、アカマツなど成長が比較的早く、経済的に価値の高い針葉樹の人工林に置き換えること。
下層植生 (かそうしょくせい)	森林において、上木(スギ・ヒノキ等の高木)に対する、下木（低木）及び草本類等からなる植物集団のまとまり。
下流団体 (かきゅうだんたい)	大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市および阪神水道企業団のこと。滋賀県造林公社の社員であった大阪府、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団は、平成23年6月～8月に滋賀県造林公社を退社した。
環境林整備事業 (かんきょうりんせいびじぎょう)	市町、森林組合および森林所有者が協定に基づき、手入れができていない人工林において強度間伐を実施することにより、林内に光を入れ、広葉樹等の生育を促し針広混交林（環境林）へ誘導する事業。 滋賀県が、琵琶湖森林づくり計画に基づき、琵琶湖森林づくり県民税を財源として実施する事業の一つ。
間伐 (かんばつ)	同じ樹種の間競争をやわらげ、生産妄評にあうように立木の密度を調整し、残存木の成長を促進し形質を向上させるため、一部の植栽木を抜き伐りすること。
企業の森 (きぎょうのもり)	企業が費用や労働力を提供し、森林所有者等が活動のフィールドを提供するなど、企業と森林所有者等が行う森林保全・活用の取組。 滋賀県では、琵琶湖の水源地であり、また、二酸化炭素の吸収源としても大切な森林を次世代に健全な姿で引き継ぐために、環境活動に熱心な企業を森林づくりのパートナーと位置付け、資金の提供や森林保全活動などについて、原則5年以上を期間とする協定を締結してもらおうよう「琵琶湖森林づくりパートナー協定」のコーディネートを行っている。
旧農林漁業金融公庫 (きゅうのうりんぎぎょうきんゆうこうこ)	昭和28年に農林漁業金融公庫法に基づいて設立された全額政府出資の政府金融機関。平成20年10月に(株)日本政策金融公庫に統合。
強度間伐 (きやうどかんばつ)	一般的に間伐実施前の立木の40%程度を超える伐採を行う間伐のこと。通常、間伐は間伐実施前の立木の20%～35%を伐採する。

公益的機能 (こうえきてききのう)	<p>森林は、安全で安心な生活を維持する上で、重要な多面的機能を有している。これを森林のもつ多面的機能という。</p> <p>農林水産大臣の諮問に対し日本学術会議により答申された「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成 13 年 11 月）において、森林のもつ多面的機能には次のような機能があるとされている。①生物多様性保全機能、②地球環境保全機能、③土砂災害防止機能／土壌保全機能、④水源かん養機能、⑤快適環境形成機能、⑥保健・レクリエーション機能、⑦文化機能、⑧物質生産機能（林産物生産機能）</p> <p>公益的機能は、この多面的機能から林産物生産機能を除いた機能を指す。</p>
更新 (こうしん)	<p>森林または樹木の世代が交代すること。「人工更新（人工造林）」と「天然更新」に区別できる。</p>
高性能林業機械 (こうせいのうりんぎょうきかい)	<p>チェーンソーや集材機等のような従来の林業機械に比べて、作業効率や労働強度の軽減等の面に優れた性能をもつ林業機械。</p> <p>主な高性能林業機械として、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダなどがある。</p>

～サ行～

採算林 (さいさんりん)	採算性のある枝班。
作業道 (さぎょうどう)	林道を補完し、間伐等の作業を行うために林内に作設される簡易な構造の道。
三セク債 (さんせくさい)	第三セクター等改革推進債。経営が著しく悪化した公営企業や第三セクターなどについて、それを廃止・清算する際に国が地方公共団体に発行を認めた地方債のこと。
C材 (Cざい)	小径木などの低質材。主としてチップ用材等に利用。
滋賀県型集約化販売 (しがけんがたしゅうやくかはんばい)	県外の大型工場の規格に合った木材需給量に対応するため、滋賀県木材流通センターや県内木材市場が中心となり、各森林組合等の木材生産量を集約して、ロットに見合った協定価格で販売を行うこと。
滋賀県森林 CO ₂ 吸収認証制度 (しがけんしんりん CO ₂ きゅうしゅうしゅうにんしゅうせいど)	企業、団体、学校などが整備する森林について、二酸化炭素の吸収量を数値化し、滋賀県が認証する制度。
滋賀もりづくりアカデミー (しがもりづくりあかみー)	台風等による風倒木の対応や市町を主体とした新たな森林経営管理制度の導入による放置林対策への対応、本県の森林・林業における事業量の増加など、新たな課題に対応するために、「既就業者」、「新規就業者」、「市町職員」を対象とした新たな森林・林業人材の育成機関を、令和元年 6 月に県が開講。
J-クレジット制度 (じーくれじっとせいど)	森林経営などの取組による、温室効果ガスの吸収量をクレジットとして国が認証する制度。認証を受けた企業等は、クレジットを売却益として得ることができ、クレジット購入者は温暖化対策に積極的な企業、団体として PR することができる。
主伐 (しゅばつ)	次の世代の森林の造成を伴う森林の一部または全部の伐採。
除伐 (じょばつ)	植栽した樹木の生育を妨げる他種類の樹木を伐り払うこと。下刈り終了後、植栽木の枝葉

	が茂り、お互いに接し合う状態になるまでに行う。
針広混交林 (しんこうこんこうりん)	針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。
人工林 (じんこうりん)	人工造林により成立した森林のこと。
森林経営管理制度 (しんりんけい いはいかんりせいど)	森林経営管理法が平成 30 年 5 月 25 日に成立、平成 31 年 4 月 1 日に施行され、森林経営管理制度が創設。適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとするもの。
森林資産 (しんりんしさん)	水源のかん養、土砂災害の防止や二酸化炭素吸収、生物多様性の確保など、多面的な公益的機能を有する貴重な社会基盤資産である。 会計上の性質としては、固定資産に属するが、主伐が決定したときには販売用資産としてその性質が変化し、固定資産から流動資産に振り替えることとなる。
森林整備 (しんりんせいび)	森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。
森林整備指針 (しんりんせいびし しん)	平成 27 年 9 月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が公布、施行されたことを契機に、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させ、琵琶湖の保全・再生に資する森林整備を推進するにあたっての基本的な考え方を県が整理し、平成 30 年 3 月に「琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針」を策定。
森林施業 (しんりんせぎょう)	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。
森林認証 (しんりんにんしょう)	消費者による木材の購入について選択的な価値を生み出すため、森林経営の持続性や環境保全などへの配慮等に関して一定の基準に基づいた森林を認証し、認証された森林から算出される木材や木材製品（認証材）を分別し表示・管理しようとする制度。
水源かん養 (すいげんかんよう)	森林が主にその土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させることにより、洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させ、また、流出する水の濁りを少なくするなど、川の流量や水質を人間にとって都合がよいように変えてくれる。 大きく分けて、洪水緩和機能（雨が河川に流れ出るまでの時間を遅らせる機能）、水資源貯留機能（安定な河川流量が得られる機能）、水質浄化機能（通過する雨水の水質が改善あるいは清澄なまま維持される機能）に分けられる。
スイングヤーダ	移動式簡易タワー付き集材用機械。主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能な簡易タワー（アーム）を装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載。集材可能距離は、小型 150m 程度、中型 200m 程度。
製材 (せいざい)	鋸や専用の機械などを使って丸太（原木）から加工された製材品を指す一般的な呼称。
生産森林組合 (せいさんしんりんく みあい)	森林組合法に基づき設立される法人で、組合員が森林の使用収益権を組合に移転し、労働と経営能力を提供して組合自らが森林経営を行うもの。 通常の森林組合は組合員の森林経営の一部（例えば施業、販売、購買など）の共同化を行うものである点で異なる。

	その多くは、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」により入会林野の整備によって生まれた。
造材 (ぞうざい)	伐倒された立木の枝払い、玉切りを行い、丸太にする作業。
素材 (そざい)	一般的には未加工の原材料のこと。木材の場合は丸太のことを指す。
素材生産 (そざいせいさん)	林内または土場において、素材（丸太）を生産すること。通常、伐倒、造材、集材までの過程を指す。
素材生産業者 (そざいせいさんぎょうしゃ)	素材生産を業とする者。
損失補償契約 (そんしつほしょうけいやく)	この場合の損失補償契約とは、両公社が公庫から融資を受ける場合に、その融資の全部または一部が返済不能となって公庫が損失を被った時には、滋賀県が公庫に対しその損失分を支払うことをあらかじめ約束する契約。

～タ行～

代物弁済 (だいぶつべんさい)	債務を本来負担することになっている給付に代えて他の給付をなすことで消滅させること。公社の県債務では、現金による返済に代えて森林資産をもって弁済を受けるもので、森林資産は時価もしくは簿価での計算になる。
タワーヤード	移動式タワー付き集材機械。簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機。急傾斜地での作業に向いている。集材可能距離は、小型 150m程度、中型 500m程度。
中間土場 (ちゅうかんどば)	山土場と市場・工場との中間に設ける土場。一般的に大量輸送に対応するためにトレーラー等が出入りできる。
長伐期化 (ちやうばつきか)	伐期を通常の倍程度に延長する（40～60年→80～100年）こと。
定性伐採 (ていせいばっさい)	生育状況の優劣（樹幹の優劣や幹の欠点）などに基づき、立木を個別に選択して、点状に伐採する方法。
天然更新 (てんねんこうしん)	主として天然（自然）の力によって、森林または樹木の世代が交代すること。
特定調停 (とくていちやうてい)	債務超過となるおそれのある法人等が経済的再生を図るため、裁判所に申立て、裁判所の仲介で金融機関などと話し合い、債務を整理する手続き。
土場 (どば)	木材の仕分け、貯留、輸送のために利用する木材の集積場所。

～ナ行～

抜き伐り (ぬきざり)	木材の利用や更新のために、森林の木を伐採するときに一度に全部切らずに伐採すること。通常は単木的に伐る木を選択して伐採する。
-------------	---

～ハ行～

ハーベスタ	伐倒・造材・集材用機械。従来チェーンソーで行っていた立木の伐倒、枝払、測尺、玉切の各作業と玉切した丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。
-------	---

伐期 (ぼつき)	収穫のため主伐を行うことを予定する林齢。
伐採 (ぼっさい)	森林内に生育している樹木 (立木) や竹を伐り倒すこと。伐採の目的により、主伐、間伐、除伐等に区分され、伐採の手法によって択伐、皆伐等に区分される。
搬出 (はんしゅつ)	森林から木材を運び出すこと。
非採算林 (ひさいさんりん)	採算性のない枝班だが、採算林と同じ筆にあること等から、契約解約が不当なもの。
B材 (Bさい)	曲がり材など。主として合板用材等に利用。
病害虫獣除防 (びょうがいちゅうじゆうぼうじよ)	樹木に被害を与える病害虫や動物から樹木を守ること。幼齢木にネットをかぶせる、幹にビニールテープを巻くなどの対策を行う。
琵琶湖総合開発計画 (びわこそうごうかいはついかく)	琵琶湖総合開発特別措置法 (昭和 47 年 6 月制定) に基づき、滋賀県知事が原案を作成し、内閣総理大臣が決定する計画で、琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とをあわせて増進するための施策を推進しようとするもの。
琵琶湖総合開発資金管理財団 (びわこそうごうかいはつしきんかんりざいだん)	琵琶湖総合開発特別措置法は、滋賀県や県内市町村が膨大な資金を必要とする琵琶湖総合開発事業について、その負担を軽減するために、下流利水団体による滋賀県への負担金および資金の融通制度を定めた。この資金の運用を財団法人琵琶湖総合開発資金管理財団が行った。
フォワーダ	集材作業用機械。丸太をグラブローダー (木材を掴んで荷役を行う機械) で荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械。主にクローラー (無限軌道) により、作業路上を走行する。
不採算林 (ふさいさんりん)	採算性のない枝班。(非採算林を除く)
プレカット工法 (ぷれかっとうほう)	住宅等の建築に必要な柱、梁などの部材を工場であらかじめ加工すること。
プロセッサ	造材・集積用機械。林道や土場などで集材された枝の付いた木材の枝払い、測尺、玉切りを連続して行い、玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。
分取造林制度 (ぶんしゅうぞうりんせいど)	森林の土地の所有者 (造林地所有者)、造林および保育を行うもの (造林者)、造林および保育の費用を負担する者 (造林費負担者)、のうち 3 者、または 2 者 (3 者のうち 2 者を兼ねる場合) が契約を結び、共同で森林を造成し、その森林からの収益を一定の割合で分取する形で造林を行うこと。公社は分取造林事業を土地所有者 (造林地所有者) と公社 (造林者・造林費負担者) の 2 者で契約を行っている。
返地 (へんち)	不採算林の契約の解除し、現状のまま土地所有者に返還すること。
保育 (ほいく)	植栽後、育成の対象となる樹木の育成を促すために行う下刈、除伐等の総称。
～マ行～	
民有林 (みんゆうりん)	森林を所有形態別に見た場合の分類で、国有林以外の森林をいう。 県、市町、財産区等が所有する公有林と、個人、企業、団体等が所有する私有林に区分できる。
免責的債務引受 (めんせきてきさき)	債務者が債務を免れて、引受人が新たな債務者として、元の債務者に代わって、同一内容

いむひきうけ	<p>の債務を負担することをいう。</p> <p>造林公社の場合は、公社が債務を免れて、県が引受人として、公庫へ債務の償還を実施しているところ。</p>
木材流通センター(もくざいりゅうつうせんたー)	<p>滋賀県森林組合連合会が、平成 24 年 7 月に東近江市尻無地先に開設。県内の森林組合などから無選別で搬入された県産材を、製材、合板、木質チップ等の用途・品質に対応した適切な選別を行い、原木の価値を高めていくとともに、県内外の大口需要家に向けて、大型トレーラーで直送して流通経費を圧縮するなど、県産材の効率的で安定した供給を図るための役割を担っている。</p>
木材利用促進協定(もくざいりようそくしんきようてい)	<p>市町と造林公社が連携し、公社材の供給および利用を通じて、森林の適正な整備を促進するとともに、林業及び木材産業の活性化に貢献することを目的として、市町と公社が情報の共有を行い、市町は施設の整備にあたり公社材など地域産材の利用に努め、公社は必要に応じて公社材の供給に努める。県は取組が円滑に推進されるよう指導および助言を行う。</p>

～ヤ行～

山土場(やまどぼ)	伐採箇所に近接した森林内の土場。
-----------	------------------

～ラ行～

立木販売(りゅうぼくはんばい)	立木の状態で木材を販売すること。
林業公社(りんぎょうこうしゃ)	<p>戦後の木材需要の拡大に対応して、国、地方公共団体、森林・林業関係者等が造林を推進するなか、森林所有者による整備が進み難い地域において、分収方式により造林を推進するため、昭和 30 年代後半以降に都道府県によって設立された旧民法上の公益法人。造林公社と呼ばれることもある。</p>
林業公社会計基準(りんぎょうこうしゃかいけいきじゆん)	<p>総務省、林野庁および地方代表 5 府県で構成された「林業公社の経営対策等に関する検討会」の最終報告（平成 21 年 6 月）において、林業公社に対し、公益法人会計基準の早期適用と林業の特殊性を踏まえた森林資産の適正な評価の検討を行い、その上で利害関係者への適切な情報開示が求められた。このことを受け、平成 21 年 12 月に森林整備法人全国協議会、森林県連合および全国森林整備協会が合同で公認会計士の参加を得て林業公社会計基準委員会を設置し、平成 23 年 3 月に策定した会計基準。</p> <p>なお、林業公社会計基準の策定の主な目的は次に掲げるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①財務状態及び経営状況の適正な情報開示。 ②新公益法人会計基準に準拠した全国林業公社統一の会計基準の制定。 ③新公益法人制度を踏まえた会計基準の制定。
林型(りんけい)	森林の姿。
林齢(りんれい)	森林の年齢。人工林では苗木を植栽した年度を 1 年生とし、以後 2 年生、3 年生と数える。
路網整備(ろもうせいび)	植栽、保育、伐採した木材の搬出などの森林施業を効率的に行うために、林道や作業道を開設すること。